壇論

# 所得税の非課税所得の適正化
## ―所得税法第9条第1項第13号及び第14号の対象についての一考察―

上松　公雄（江東西）

### Ⅰ　問題の所在

選手たちの活躍に対する興奮と称賛は未だ冷めないものの、冬季五輪・パラリンピックが終了し、次はいよいよ2020年東京五輪・パラリンピックとなる。

五輪と租税、税務との関連といえば、バルセロナオリンピック（1992年）、競泳・200m平泳ぎにおいて岩崎恭子選手が金メダルを獲得した際の騒動が思い出される。筆者において鮮明な記憶であるが、すでに26年もの年月が経過していることに吃驚するところでもある。

かの騒動は、当時、14歳・中学2年生であった岩崎選手が金メダル獲得によって報奨金300万円を受け取ることとなり、彼女の所得税の負担だけでなく、父親の所得税額の計算上においても扶養控除が受けられなくなることの適否が問題とされた。

その後、平成6年度改正によって、五輪のメダリストに対する報奨金は所得税の非課税所得の範囲に追加され（当時は租税特別措置法第41条の8）、その後、平成21年度改正によって、パラリンピックにおける報奨金も追加され、平成22年度改正により本法化（所得税法9①14）されて今日に至っている。

また、このスポーツ分野における報奨金に対する非課税規定の他に、学術研究の分野において国際表彰を受けた場合の賞金、報奨金（以下、報奨金等という。）などで非課税となるものとして次のものが存在する（所得税法9①13）。

① ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品

② 外国、国際機関、国際団体又は財務大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品で文化功労賞やノーベル賞などの賞金に類する金品のうち財務大臣の指定するもの

所得税法第9条第1項第13号及び第14号（以下、非課税規定という。）は、国際舞台において活躍したことを称える意味で給付される金品に対する課税は国民感情に馴染まないことが、その根拠のひとつであると理解されるが、本稿においては、この非課税所得の範囲の適正化に向けて問題点の指摘を行うものとする。

### Ⅱ　現行非課税規定における問題点

繰返しとなるが、現行非課税規定においては、次の報奨金等が非課税対象として掲げられている。

① 文化功労者年金法規定による年金

② 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品

③ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

④ 学術若しくは芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は一定の団体・基金から交付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）のうち財務大臣の指定するもの

⑤ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品

⑥ 外国、国際機関、国際団体又は一定の外国の団体・基金から交付される金品で①から⑤までに掲げる年金又は金品に類するもの（給与その他対価の性質を有するものを除く。）のうち財務大臣の指定するもの

⑦ 五輪又はパラリンピックにおいて特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会その他これらの加盟団体から交付される金品で財務大臣が指定するもの

非課税所得となる具体的な報奨金等については、財務大臣の指定によるところとなっており、上記①から⑥に関連するものとしては全部で24の報奨金等が指定されており、このうち上記⑥に関連するものは、次の6つとなっている（昭和44年10月17日大蔵省告示第96号。最終改正：平成23年4月27日財務省告示第142号）。

ア　国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム推進機構から交付される研究助成金

イ　国際レーニン平和賞として交付される金品（現在廃止）

ウ　ゼネラル・モーターズがん研究賞として交付される金品

エ　マグサイサイ賞として交付される金品（5万米ドル）

オ　国際獣疫事務局から交付される研究費補助金

カ　フィールズ賞として交付される金品（約200万円）

これらのうち、マグサイサイ賞は「アジアのノーベル賞」、フィールズ賞は「数学のノーベル賞」と称されることもあり、国際的にも評価が高いことが推察されるが、他にも評価、注目度の高い国際表彰は数多く存在し、これらが漏れなく指定されているわけではない。たとえば、フィールズ賞と類似するアーベル賞（600万ノルウェークローネ）、先日、角野栄子さんが受賞された国際アンデルセン賞（金メダル）、アンデルセン文学賞（50万デンマーククローネ）、国際グリム賞（約100万円）、「建築界のノーベル賞」であるプリツカー賞、「教育界のノーベル賞」のグローバル・ティーチャー賞（100万米ドル）などは指定から漏れている。

この点からは、非課税所得に指定される基準が、どのようなものであるのかが検証される必要がある。

### Ⅲ　報奨金等を非課税とすることの是非

前記のとおり、評価、注目度の高い国際表彰の多くが非課税所得として指定されていない現行規定には、租税公平主義の観点から問題があるものと指摘できるが、そもそも論として、報奨金等を非課税とすることが妥当であるかどうかについても検討されなければならない。

また、最近において、ローザンヌ国際バレエコンクール（1万6千スイスフラン）やフレデリック・ショパン国際ピアノ・コンクールなどにおいて日本人の入賞者が出現しているが、現行の指定対象は学術賞、研究賞に限定されており、文化及び芸術分野における表彰は指定されていない。

趣旨に適う表彰については租税公平主義の観点からは網羅されて然るべきであるが、これまでに日本人が受賞した著名な表彰が少なからず、指定から漏れている現状が認められる。

また、スポーツの分野においても、五輪、パラリンピックに匹敵する世界選手権や世界大会のメダリストに対する報奨金については非課税所得として指定されていない。いずれの大会もメダル獲得は五輪同様に至難であり、また、これらの大会での成績、結果が五輪出場の条件や出場枠と結びついている点も考慮されるべきである。

### Ⅳ　試案

租税法律主義の下で合法性の原則に基づいて税務行政が行われることからは、立法上の不備は、税務行政に対する不信、不満として現れることになる。

納税者の立場からは立法趣旨に適う公平な課税が強く望まれる。

報奨金等の非課税については、その立法趣旨が、国際舞台において活躍したことを称える意味で給付される報奨金等に対して課税することが国民感情に馴染まないことであるとするならば、この趣旨に適う国際表彰に係る報奨金等は、原則として、非課税所得に含めるべきであると考える。

もっとも、質的な限定は必要である。端的には、国際的に高い評価を得ていることが、その基準として考えられるが、これは抽象的にすぎ、具体化が求められるが、これは容易ではない。したがって、現行の個別指定方式については維持すべきことが適当であると考えるが、指定に係る一定の基準について明らかにすることも検討されるべきである。

また、スポーツの領域に関する報奨金等の非課税については、昨今、多くのスポーツでプロ化が進んでいる状況を考慮すると、プロが受け取る報奨金等について非課税とする必然性はないように思われる。

しかしながら、プロとアマチュアとの区分基準が不明確な場合もあるので、たとえば、未成年者や学生が受け取る場合にのみ非課税とするなどの方策が考えられる。

五輪メダリストの報奨金等が非課税とされた発端が、未成年者の一時、臨時的な所得に対する課税と、保護者に対する所得税課税への影響であったことからすれば、問題点への対応としての純化を図ることにもなると考える。

本稿が、今後の議論、検討のたたき台となれば幸甚である。

租税の機能としては、財源調達機能と再分配機能とがあり、報奨金等を非課税とした場合には財源調達機能を果たせないことになるが、報奨金等は当初から予定される収入ではなく、誠実かつ入念に、本来的な業務や競技に勤しんだ結果として、受賞の栄に浴したという、いわば僥倖に属するものであり、これに課税しないこととしても、財政当局において当初予定された財源調達機能を損なうものではない。

また、報奨金等に課税をしない場合には、再分配の原資を得られなくなるところであるが、再分配は納税者自らの意思によっても行い得るので、再分配機能については、必ずしも国が強硬に追及する必要はないともいい得る。

したがって、報奨金等について非課税としても、租税の持つ財源調達機能及び再分配機能を損なうことにはならず、損なうとしても、その影響は限定的であると理解される。